

○研究活動（研究指導を含む）

5月15日の岡山県の緊急事態措置の維持の決定を尊重して、活動制限指針のレベル3（制限－大）を維持しますが、今後、流行状況により段階的に変更される社会経済活動の再開にかかる岡山県の方針、5月21日に予定される政府の基本的対処方針およびそれを踏まえて決定される岡山県の方針の変更内容を踏まえて、活動制限指針のレベルは適時適切に見直す方針です。

なお、研究活動の場で研究維持活動を担う大学院生で学位論文の取得にかかる研究活動を行うものについて、部局のリスクアセスメントおよび BIA（Business Impact Analysis）の申請手続きを経たものは、活動制限指針で定める行動規範の例外として、本部で業務継続戦略に格上げし、当該大学院生にかかる研究再開が段階的にできる措置を講じています。これ以外の研究活動について、部局で重要な再開すべき研究活動としたもので、リスクアセスメントと BIA の申請手続きを経たものは、本部で前掲のものと同様の手続きを経て順次研究再開ができるようにしていきますので、研究協力部長まで相談してください。